

明治グループ生物多様性保全活動ポリシー

私たち明治グループは、生乳、カカオや乳酸菌、抗生物質に代表される微生物などの、豊かな自然の恵みの上に成り立つ事業を営んでいます。原材料調達から廃棄に至るサプライチェーン全体を通じた事業活動において、豊かな自然の恵みを将来にわたって享受できるように、私たちは、生物多様性への影響を把握し、その保全・再生に向けた取り組みを推進します。さらに、生物多様性に関わる条約や法令を遵守し自然と共生する社会の実現に貢献します。

1. 生物多様性重要エリアの保全

- (1) 私たちは、複数の生態系サービス^{*1}を維持するため、世界自然遺産^{*2}やIUCN カテゴリーⅠ～Ⅳ^{*3}、ユネスコ MAB^{*4}およびラムサール条約湿地^{*5}といった生物多様性重要エリアにおいて事業活動を行いません。
- (2) 私たちは、生産拠点と近接する生物多様性重要エリアにおいてレッドリスト^{*6}に掲載されている絶滅危惧種や崩壊の危機に瀕している生態系の保全に努めます。

2. 原材料調達

私たちは、原材料の産地において生物多様性に配慮した持続可能な原材料調達を推進します。

3. 生物多様性への負荷低減

- (1) 私たちは、生物多様性に配慮した生産活動や物流活動を推進します。
- (2) 私たちは、生物多様性への負荷の少ない製品やサービスの提供および技術開発に努めます。

4. 生物資源の有効利用

- (1) 私たちは、生物資源の持つ機能や特性を活かした新たな価値の創造に努めます。
- (2) 私たちは、廃棄物の抑制や再利用など生物資源を有効に利用し、循環型社会の実現に貢献します。

5. 従業員の理解促進

私たちは、従業員への環境教育や環境活動への参加推奨により、生物多様性への理解を促進します。

6. 地域社会との連携

私たちは、事業所周辺における生態系の保全・再生に向けて、地域社会との連携を図り、環境教育や生物多様性保全活動を推進します。

- ※1 生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みを指します。
- ※2 1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録された自然遺産を指します。
- ※3 保護された自然区域の管理の度合いとして、国際的な自然保護団体である国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）が定めた区分のことであり、厳正保護地域(Ia)、原生自然地域(Ib)、国立公園(II)、天然記念物(III)および種と生息地管理地域(IV)があります。
- ※4 人（Man）が営むあらゆる活動と環境（Biosphere）との相互関係を理解し、資源の持続可能な利用と環境保全を促進することを目的とした「ユネスコ人間と生物圏計画（UNESCO's Man and the Biosphere Programme）」の下で指定されたエリアを指します。日本ではユネスコエコパーク（Biosphere Reserve）と言われ、志賀高原、南アルプスなどがあります。
- ※5 イランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により指定された湿地を指します。
- ※6 絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを指します。

制定 2020年10月

改訂 2022年9月